平成 23 年 11 月号



#### 特定社会保険労務士 原 敏昭

## 原労務管理事務所便り

連絡先:〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎2-7-32 TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719

E - m a i 1 : <u>harasr@agate.plala.or.jp</u>

URL: <a href="http://www.harasr.com/">http://www.harasr.com/</a>

# 厚生年金の適用拡大でどうなる?

「一体改革」を具体化へ 厚生労働省は、政府の「社 会保障と税の一体改革」の具 体化に向けた作業を進めて います。非正社員を厚生年金 に加入させるために、労働時 間や収入の条件を見直す方 針です。

年収基準を引下げへ

「第3号被保険者」(夫が会社員や公務員である専業主婦)と認定する年収の基準を、現行(130万円)から引き下げる考えです。厚生年金保険料の算定に使う標準報酬の下限月額9万8,000円)を下げることも検討しているようです。

現在、労働者の4割をも非 正社員が占めるようになり、 年金制度に歪みが生じてい ます。非正社員が加入する国 民年金の加入対象者として は、主に定年がない自営業者 などが想定されており、厚生 年金に比べて手取りが少額 です。

厚生労働省による試算結 果

しかし、厚生年金の適用拡 大に伴い、企業の負担は増え ます。

厚生労働省が 2007 年に実施した試算結果によれば、加入条件(労働時間)を「週 30時間以上」から「週 20時間以上」に拡大すると新たに約310万人が厚生年金の加入対象となり、企業の負担が年間約3,400億円も増えるそうです。

負担増となる主婦から反 発も

短時間労働者を対象とするアンケート調査によれば、 年収 130 万円を超えると保 険料の支払義務が発生する ために「労働時間を減らして いる」と回答した人が 25%に も上ったそうです。

現行の年金制度が働き方を制限していると言えますが、 差し引きで負担増となる主 婦層などから反発が出ることも予想されています。

### 社員の「うつ病」に備 えるには?

職場として必要な知識は?

職場でメンタル面の不調 を訴える人が増えています が、中でも「うつ病」の患者 数は特に増えており、非常に 身近な病気となりつつあり ます。

うつ病は、身体の病気とは 異なる性質があるため、職場 としても知識を備えておく ことが重要です。

うつ病の基準とかかりや すい人の特徴

うつ病は、医学的に広く使われる基準では、「抑うつ気分の落込み)」か「意欲の低下」のどちらか、または両方が2週間以上続き、さらに同時期に睡眠や食欲の乱れ、思考力の減退などがある場合に、その可能性が高いとされています。

うつ病(いわゆる「新型うつ病」は除く)になりやすい人は、一般的には責任感が強く、無理をして頑張りがちだと言われています。また、職場の同僚や上司から見ると、仕事でミスが増える、外見を気にしなくなるといった兆侯が表れることが多いようです。

公的支援策の活用も

うつ病と診断された場合、 一般的には薬の服用と休養 を中心とした治療を受ける ことになります。治療期間は 病気の程度にもよりますが、 数カ月から1年以上に及ぶ ことも多くあります。

治療には時間がかかり医療費など経済的な負担が大きくなりがちですので、公的な支援策(自立支援医療制度、高額療養費等)の活用が有効です。

復職について「焦り」は禁 物

うつ病による休職者にと って気になるのが「職場と 見いです。多くの人 早期復職を希望しますが、復 職をきっかけに再発する ースも目立ちます。企業側で も、休職者を受け入れるた業 のルール(規定)や復職支 のルール(規定)のも 制度を整備する例は増えつ あります。

復職について明確なルー ルを定めることで、再発を防 止し、受け入れる職場での対 応もスムーズになります。ま た、慣れた職場で短時間就労 する「慣らし期間」から始め、 体調や仕事ぶりについて産 業医・上司・人事担当者らが 相談しながら、徐々に元の仕 事に戻すやり方もあります。 うつ病は、良くなったり悪く なったりを繰り返しながら 回復することが多いため、主 治医が復職を認めた場合で あっても、完全には回復しな いことも多くあります。患者 にも職場にも、復職に焦りは 禁物と言えます。

### 40 代…育児と介護が 重なってしまったら

会社内で責任が増す世代 一般的に「40 代」は職場で

の仕事に責任が増す世代ですが、子供がまだ小さく育児に時間をとられ、さらに親の介護が必要となったようなケースでは、一気に不安定な状況に陥りがちです。

共働きの世帯も多い中、社員にとってはどのようにやりくりするかが大きな問題ですが、会社による支援も重要です。

重くのしかかる介護の負 担

厚生労働省の「介護保険事業状況報告」によれば、全国の 65 歳以上の「要介護・要支援認定者」は約 462 万人(暫定値。2011 年 4 月末時点)です。

また、2010年の「国民生活基礎調査」によれば、要介護・要支援者と同居している主な介護者の年齢層は50~60代が多く、40代は8.3%と割合としては多くありません。しかしながら上の年代といると子供が小さいたも多いだけに、いざ介護を行わなければならならして軽くありません。

また、「人口動態統計」に

よれば、35~44歳の母親から 生まれた子供の数は 2010年 に25万4,710人で、1985年 時点と比べると約 2.5倍となっています。10歳以下の子供 を持つ 40代女性は急増しているのです。

介護保険料の支払いも始まる

40 歳からは介護保険料の 支払いも始まりますので、40 代は自分も当事者であると考 え、介護の不安を不安のまま にとどめず、一歩踏み出さな ければならない時期です。

両親に「在宅」か「施設入 所」かの希望を聞いたり、親 族と介護の分担などについて 話し合ったり、将来に備えて 会社に相談もし、介護で使え る制度や支援の確認をするこ とも必要です。

社員が相談しやすい環境整 備を

共働きの家庭において育児・介護が重なった場合、なく離職や転職を選択代した。40代に大もいます。しかし、40代に大きな影響を及ぼすため、に会社に対したが良いでするが良いでするが良いでするが良いであるが良いであるが良いであるが良いであるが良いであるがあるがらの相談であるがらいるよう環境を整備することをは、

も必要と言えるでしょう。